

令和5年度泉南市プロモーション動画作成業務委託仕様書

1. 業務名

令和5年度泉南市プロモーション動画作成業務委託

2. 業務の目的

本業務は、泉南市の人、産業、街並み、伝統、各種スポット等、それぞれの四季毎の場面を活かし、泉南市の魅力を市内外へ広くPRし、かつ長期にわたり使用できる動画を作成することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4. 業務内容

以下に掲げる業務に関して、企画段階から創意工夫し、効果的に業務の目的を達成するため、本市と十分に協議・調整等を行なうこと。

(1) 企画・撮影

ア 受託者は、動画の撮影スケジュール・構成・演出等について市と十分協議・調整等を行うこと。

イ 受託者は、撮影の際、取材対象者及び取材対象物（管理者）に対し、撮影の目的や成果品がインターネット及び各種イベント等で公開されることを伝え、同意を得た上で撮影の許可を得るものとする。なお、撮影許可の手続き及び交渉については、原則受託者が行うものとする。

ウ 動画作成に使用するデータは、新規撮影を原則とする。ただし、受託者が著作権を有するもの、又は未発表のデータ等について、あらかじめ委託者が認める場合は、この限りではない。

エ 通常のカメラに加え、ドローン等の最新機器を導入し、魅力ある動画とすること。

(2) 動画編集

ア 作成する動画は次のとおりとする。

(ア) 季節ごとに撮影した内容 3分程度 各1本

(イ) 全ての季節を網羅した内容 10分程度 1本

(ウ) (イ) のダイジェスト版 3分程度 1本

イ 受託者は、BGM、音声録音、テロップ挿入及び映像編集を行うこと。

ウ 編集にあたり、社会通念上不快と思われるシーンは使用しないこと。

エ 画面縦横比は16:9を基本とすること。

オ 映像の解像度はフルハイビジョン以上とすること。ただし、受託者が過去に撮影したデータ等を利用する場合は、この限りではない。

カ 市ウェブサイト、市公式SNS等、各種媒体での発信が可能なものとする。

(3) 成果品

- ア 再生用 DVD 1 動画当たり 3 枚
再生用 Blu-ray 1 動画当たり 2 枚
- イ 非圧縮の各種マスターデータ（編集前及び編集後）を格納した DVD 又は HDD 1 個
※本業務に際してデザインやイラスト等作成した場合は、そのマスターデータ。
※各種 DVD 及び HDD は、ウイルスチェックを行い、ウイルスチェックを行った証明を提出すること。
- ウ 上記 4. (2) ア(ア)で作成した動画のうち、令和 5 年度中に作成したものは、令和 6 年 3 月 29 日（金）までに納品するものとする。
- エ 上記 4. (2) ア(ア)、(イ)、(ウ)で作成した動画は、令和 7 年 3 月 31 日（金）までに納品するものとする。

(4) その他

- ア 各種協議、打合せ等を行った際は、その都度受注者で議事録を作成し、委託者へ提出すること。

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下、「著作権等」という。）は全て市が保有するものとする。
- (2) 作成した映像、デザイン、イラスト等は全て本市に電子データにて納品し、本契約期間終了後においても本市が自由に加工を行い、公表できるものとする。
- (3) 本業務委託により得られる著作物の著作人格権について、受注者は将来に渡りいかなる場合も行使しないものとする。
- (4) 成果品に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (5) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うものとする。

6. 管理業務

- (1) 受託期間中は、本市との連絡調整を綿密に行うため、専属の担当者をおくこと。
- (2) 本業務に必要な各法令や条例などに基づいた各許認可については、原則として受託者が代行して行うこと。また、各許認可手続きに必要な手数料等の費用については、受託者の負担とすること。
- (3) 本業務の進捗状況報告や意見交換などを本市と定期的に行い、都度議事録を作成すること。

7. 運営上の条件

- (1) 業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び泉南市個人情報保護条例の重要性を認識し、遵守しなければならない。
- (2) 本業務の実施について、社会一般に通常実施される業務項目は、本仕様書に記載のない事項であっても業務の範囲とする。本仕様書に記載されていない事項及び疑義を生じた場合は、本市担当者と協議し指示を受けるものとする。
- (3) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。また、必要に応じて、報告書を作成し本市に進捗状況を報告するものとする。
- (4) 本委託業務で使用する動画、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において、使用許可を得るものとする。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うものとする。

8. 秘密の保持

受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、本市の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本業務が終了又は、解除された後においても同様とする。